

モニタリング計画の作成方針について

1. モニタリング計画の基本的事項

1) モニタリング計画の目的

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地の推薦書では、推薦地の遺産価値の保全状況や保護管理対策の効果を把握し、適正な管理に反映するため、主要指標を整理し、モニタリングを実施することとしている。また、包括的管理計画（以下、管理計画）においても、管理計画対象区域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、事業実施に伴う自然環境の変化等を適切にモニタリングし、その結果から得られた情報を活用して、本計画や地域別計画の見直し、その後の対策等に反映させていくことを管理の基本方針として定めている。

本モニタリング計画は、推薦地の顕著な普遍的価値を将来にわたって維持、強化することを実現するため、管理計画の枠組みを基本に、管理計画対象区域におけるモニタリングの実施に係る基本的な事項を明らかにするものである。

（参考）他の世界自然遺産地域のモニタリング計画の策定状況

- ・ 知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画 平成 24 年策定
IUCN 視察時に指摘あり
- ・ 白神山地世界遺産地域モニタリング計画 平成 24 年 3 月策定
（平成 29 年 3 月改訂）
- ・ 屋久島世界自然遺産地域モニタリング計画 平成 23 年策定
- ・ 小笠原諸島世界自然遺産においては、統一的なモニタリング計画はないが、事業ごとにモニタリングを実施している。

2) モニタリング計画の構成

本計画は、「(1) 包括的モニタリングの計画」、「(2) 地域別のモニタリングの実施方針（ガイドラインとしての位置づけ）」、「(3) モニタリング結果の共有と公表」で構成する。

(1) 包括的モニタリング計画

包括的管理計画においては、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の 4 地域に共通する「管理の目標」と「管理の基本方針」が定められている。

包括的モニタリング計画では、包括的管理計画で設定した管理の目標（全体目標及び地域区分別の目標）の達成状況を評価するとともに、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の 4 地域において、基本方針に基づいた管理の実施により有効な成果が得られているかを評価し、包括的管理計画の見直しに反映させるために実施するモニタリング方法を記載する。

(2) 地域別のモニタリングの実施方針

地域別の行動計画においては、各種事業ごとにモニタリングを実施することとなっているため、地域別の行動計画に対するモニタリングは、4つの地域ごと、各種事業ごとに実施されることとなる。

したがって、4つの地域において各種事業ごとに適切なモニタリングが実施されることを担保するとともに、モニタリング指標の設定や評価の考え方に各地域間での整合を図る必要があることから、地域別のモニタリングの共通の実施方針を作成し、ガイドラインとして位置づける。

なお、モニタリングの実施方針に基づき各地域ごとにモニタリング計画が作成された場合には、随時、別表として本計画の巻末に添付していくこととする。

(3) モニタリング結果の共有と公表

本計画に基づき実施される包括的モニタリングや、地域ごとに実施される地域別のモニタリング、さらには関連する研究・調査や長期モニタリング等が、同時並行的に実施されることから、情報の集約・蓄積・公開等の管理は極めて重要である。

したがって、モニタリング結果の公表やデータの管理・蓄積方法等について明らかにする。

3) 計画の期間

本計画の計画期間は概ね 10 年程度とし、計画期間の中間時点である 5 年後及び期間終了時期に本計画の継続・変更について検討を行う。

4) 管理計画の進捗管理及び見直しとの関係

管理計画の進捗管理及び見直しを行う際には、管理計画区域において適切な管理が実施され、有効な成果が得られているかを評価する必要がある。

したがって、4つの地域ごと、各種事業ごとに実施されるモニタリング及び評価の結果は、毎年実施される地域別の行動計画の進捗管理及び見直しに反映することとなる。

また、包括的モニタリング計画に基づき実施されるモニタリング及び評価の結果は、5 年後の中間時点と 10 年後の計画終了時期に実施される包括的管理計画の見直しに反映することとなる。

5) モニタリング結果の評価の手順と体制

包括的モニタリング結果の評価は、5 年に一度、地域連絡会議において実施する。地域連絡会議は、「管理の目標」の達成状況及び 5 年間実施されてきた管理の有効性について、包括的モニタリング結果を踏まえ、確認し、評価を行う。

地域ごとに実施される地域別の行動計画の進捗状況の確認及び各事業項目の管理成果の評価については、4つの地域ごとに設置された地域部会において毎年実施し、地域連絡会議に報告を行う。また、各地域部会は、5 年に一度、「管理の基本方針」ごとの管理

成果について評価を行い、その結果を包括的モニタリングにおける管理有効性の評価材料とするため、地域連絡会議に報告する。

管理機関は、科学委員会又は奄美WG及び沖縄WGに対し包括的モニタリング結果及び地域で実施されるモニタリング結果の評価に関する報告を行い、科学委員会等は管理機関に科学的助言を行う。

6) モニタリング計画の全体像(案)

